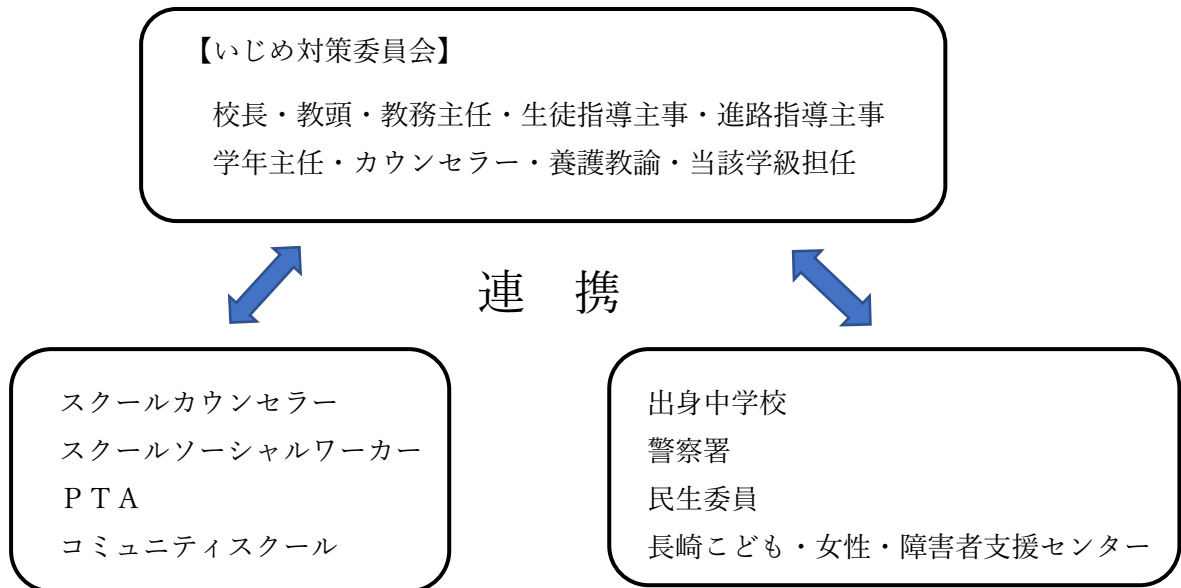


## 令和8年度 宇久高校いじめ防止基本方針

### ① いじめの防止

・ 学校生活における生徒観察、指導	・ 学年会等での情報の共有
・ 担任面談、教員への情報の伝達	・ 相談箱の設置
・ いじめに関するアンケート	・ 悩みに関するアンケート
・ 道徳教育	・ 人権教育
・ 長崎っ子の心を見つめる教育週間	・ カウンセラーだよりの発行
・ 保護者面談および家庭訪問	・ 学校評価アンケート
・ いじめに関する職員研修	・ さわやか挨拶運動

### ② 学校いじめ対策組織



### ③ 指導と支援

**【指導】**

- ・ 加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめに向かわない力を育む。
- ・ いじめを傍観した生徒には、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つように伝える。

**【支援】**

- ・ 被害生徒にとって信頼できる人(友人や教員、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- ・ 被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- ・ 指導後も状況を注視し、3か月以上が経過した段階で解決の判断を行う。